

介護保険負担限度額認定申請書の添付書類について

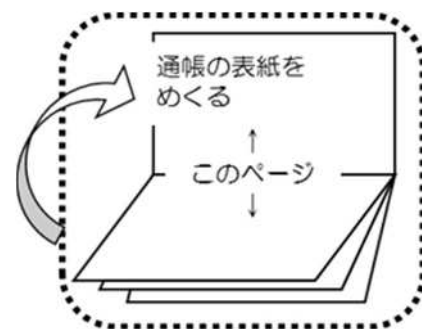
- ・ 負担限度額認定が必要な方がお持ちの全ての通帳のコピーが必要です。
- ・ 配偶者がいる場合(世帯が異なる場合や内縁関係の場合も含む)は、その方がお持ちの全ての通帳のコピーも必要です。

◎ 銀行通帳の場合

最新の流動まで記帳した上で、①～③の通帳ページのコピーを添付してください。

① 通帳の表紙をめくった最初の見開きページ

※ 口座名義、口座番号、支店名等が記載されているページです。



② 普通預金の直近2か月分の流動と最終残高が確認できるページ

※ 直近2か月分の流動が記載された全てのページと、最新残高が記載されたページのコピーを添付してください。一番古い履歴がページの一番上の段に記載されている場合は、前の履歴がないことがわかるように、前ページのコピーも添付してください。

※ 受給中のすべての年金の受取口座を確認しますので、企業年金など、直近2か月以内に入金がない年金がある場合は、入金が確認できるページのコピーも添付してください。また、光熱水費の支払いについて確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 一番下の段で記帳が終わっている場合は、続きの記載がないことがわかるように、次ページのコピーも添付してください。

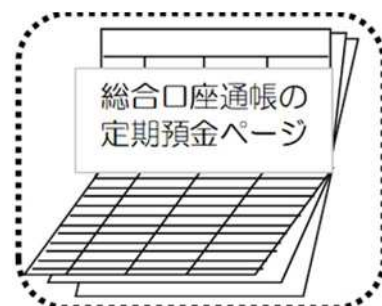


③ 定期預金ページ (総合口座やゆうちょ銀行口座の場合)

※ 預け入れがない場合は、白紙ページの見開きをコピーしてください。

※ 一番下の段で記帳が終わっている場合は、続きの記載がないことがわかるように、次ページのコピーも添付してください。

(定期預金ページは、普通預金ページの前後どちらかにありますので、ご確認ください。)



◎ 有価証券や定期預金の証書等の場合

最新の額が分かる資料(取引残高報告書や残高証明書など)のコピーを添付してください。

認定されると本人の収入所得段階に応じた負担軽減が受けられます。

※ 介護保険制度の改正により、令和7年8月から下表のとおり所得の状況の基準額が変更となります。

軽減された場合の自己負担額（1日あたり）

利用者 負担段階	所得の状況		居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	
1段階	生活保護受給者の方等		550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
		老齢福祉年金受給者の方					
2段階	世帯 全員が 住民税 非課税	前年の合計所得金額＋年金(非課税年金を含む) 収入額が80万9千円以下の方	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
3段階1		前年の合計所得金額＋年金(非課税年金を含む) 収入額が80万9千円超120万円以下の方	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
3段階2		前年の合計所得金額＋年金(非課税年金を含む) 収入額が120万円超の方	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】

【 】内の金額は、短期入所生活介護（ショートステイ）または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の額です。